

議案第 27 号

土地の貸付けについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 14 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

土地の貸付けについて

下記により土地を貸し付ける。

記

1 貸付けの目的

保育所

2 貸付物件

土地

所 在	東京都板橋区弥生町 1 6 番 1 3 及び 1 4
地 目	宅地
面 積	1, 1 5 3. 4 4 平方メートル

3 貸付方法

事業用定期借地権設定契約

4 貸付けの相手方

東京都渋谷区道玄坂一丁目 1 2 番 1 号渋谷マークシティウエスト

ライクキッズ株式会社

代表取締役 岡 本 拓 岳

5 貸付期間

契約締結の日から起算して 3 0 年間

6 貸付料

(1) 契約締結の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間

0 円

(2) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間

月額 663, 684 円

(3) 令和 8 年 4 月 1 日から貸付期間満了の日までの間

月額 864, 633 円

貸付料は、社会経済情勢に大幅な変動があった場合を除き、原則として 3 年ごとに消費者物価指数を踏まえた改定を行う。

7 貸付条件

- (1) 貸付物件は、児童福祉法第 35 条第 4 項の規定による認可を受けた保育所の敷地として使用する。
- (2) 貸付物件のうち、東京都板橋区弥生町 1 6 番 1 4 所在の土地については、契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に限り、板橋区が無償で使用する。
- (3) 貸付物件は、転貸することができない。

(提案理由)

土地を貸し付ける必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号及び第 237 条第 2 項の規定に基づき提出するものである。